

定 款

株式会社ココペリ

2023 年 3 月 2 日 改正
2022 年 6 月 23 日 改正
2020 年 10 月 23 日 改正
2020 年 8 月 14 日 改正
2020 年 4 月 20 日 改正
2019 年 7 月 19 日 改正
2018 年 6 月 25 日 改正
2018 年 2 月 9 日 改正
2017 年 10 月 13 日 改正
2017 年 1 月 31 日 改正
2016 年 9 月 16 日 改正
2015 年 4 月 1 日 改正
2007 年 6 月 11 日 公証人認証
2007 年 6 月 11 日 会社設立

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ココペリと称する。英文名では“Kokopelli Inc.”と表記する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した各種情報提供サービス
2. ソフトウェアプロダクト及び関連ソフトウェアの研究開発及び販売
3. コンピュータシステムの企画、開発、販売、運用、管理及び保守
4. 記帳代行業務、給与計算代行業務、一般事務処理代行業務
5. 電子決済等代行業
6. 電子決済等代行業に関する企画、開発、運用、管理及び保守並びにそれらの代行
7. 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業
8. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告によりする。

2. 事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 27,860,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時

株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

2. 株主総会の議長は代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は7名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期はその選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及びCEO)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議をもって代表取締役の中からCEO（最高経営責任者）1名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監査役が異議を述べたときを除き、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法426条第1項の規定により、会社法423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第44条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第46条 当会社は株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(除斥期間)

第48条 剰余金の配当が、その支払開始の日より満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

(定款に定めのない事項)

第49条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従うものとする。